

令和8年度（2026年度）

地域で子育て・子育て
ぱれっとJOYO親子ルーム活性事業

募集要項

本事業は、市内の市民活動団体が、市男女共同参画支援センターぱれっとJOYOの親子ルームの充実・活性を図るための事業を企画・実施することを通して、地域住民と子育て世帯の交流を促進し『人や社会とのつながり感が持てる子育て・子育て』のまちとなることをめざして実施するものです。

また、女性起業家の活躍の場が地域活動にも広がる機会をつくり輝く女性が活躍するまちをめざして実施するものです。

【募集期間】

令和8年（2026年）4月1日(水)～29日(祝・水)

城陽市男女共同参画支援センター ぱれっとJOYO

- 1 目的 …… P.1
- 2 事業の位置づけ …… P.1
- 3 募集企画数 …… P.1
- 4 募集内容 …… P.1
- 5 応募資格 …… P.2
- 6 応募要件 …… P.3
- 7 委託金額 …… P.3
- 8 事業開催中止及び順延に係る対応について …… P.3
- 9 事業内容変更について …… P.4
- 10 協働内容 …… P.4
- 11 実施報告書の提出 …… P.5
- 12 応募方法 …… P.5
- 13 提出書類 …… P.6
- 14 選考方法 …… P.6
- 15 事業実施にあたってのサポート …… P.6
- 16 事業開催までのスケジュール（予定） …… P.7
- 17 委託費の確定と支払い方法 …… P.7
- 18 その他 …… P.7

様式

- 様式1 企画提案書
- 様式2 報告書
- 様式3 事業中止届
- 様式4 事業内容変更届
- 様式5 請求書
- 様式6 印刷機使用用途申請書
- 様式7 文房具等の借用申請書

1 目的

乳幼児を育てる保護者などは、育児休業の取得や外出の機会が減ることで、人や社会と接する機会が減少し、孤立感や疎外感を持つ人も少なくありません。また、育児と仕事を両立する人が増加し、多忙になることで、地域と関わる機会が減少していることも考えられます。

本事業は、市内の市民活動団体が、ぱれっとJOYO親子ルームの充実・活性を図るための事業を企画・実施することを通して、地域住民と子育て世帯の交流を促進し『人や社会とのつながり感が持てる子育て・子育て』のまちとなることをめざして実施するものです。

また、地域の女性起業家にも参画していただくことで、その活躍の場が地域活動にも広がる機会をつくり、輝く女性が活躍するまちとなるよう実施するものです。

2 事業の位置づけ

◆第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」

基本目標1 あらゆる分野における女性と男性の共同参画

行動目標3 職業生活の分野における女性の活躍の推進

・施策の方向7 女性のキャリア形成支援

具体的施策17 ライフサイクルに対応した女性のキャリア形成のための学習機会や情報の提供

行動目標4 家庭・地域における男女共同参画の推進

・施策の方向9 さまざまな分野における市民活動への支援

具体的施策22 市民活動への参加促進と拠点の充実

・施策の方向10 家事・育児・介護、地域活動などへの男性の参画促進

具体的施策23 家事・育児・介護など家庭生活への男性参画の促進

3 募集企画数

9事業 ※原則、複数団体が共同しての実施は不可とする

※1団体で同内容の事業を複数応募することは不可とする

4 募集内容

1) 内容

市民活動団体の活動分野を活かす若しくは女性起業家が地域づくりに携わる機会となり、市の男女共同参画の推進に寄与する事業とする。次の条件をすべて満たしている内容とすること。

保護者自身が気分転換できる

親子が気軽に・気楽に知り合える（自己紹介や参加動機、感想などをシェアする時間を設ける）

実施団体と親子が気軽に・気楽に知り合える

※親子ルーム内での飲食はできません

2) 主な事業対象者・定員

①事業対象者 就学前の子どもとその保護者

※企画内容によっては、子どもの年齢を限定することができる

②定員 原則定員6～7組 事前申込制

※ただし、夫婦等での参加があるため、大人〇人までと制限することは可能

3) 実施日程

7月20日(祝・月)	12月20日(日)
8月23日(日)	1月17日(日)
9月13日(日)	2月21日(日)
10月18日(日)	3月14日(日)
11月15日(日)	

※実施者の希望日と内容を考慮し、主催者が実施日を指定します

4) 実施時間等

①実施時間 10:30 開始 11:45～12:00 終了

②事業組立 事業時間は75～90分

※自己紹介や話し合いなど参加者同士が交流できる時間を設けること

5) 会場

城陽市男女共同参画支援センターぱれっと JOYO 親子ルーム

6) その他

実施団体等で従事スタッフが1人の場合は、ぱれっと JOYO の経費で見守り託児スタッフ1人を手配する。事業実施にあたっては、事故等のないよう十分に配慮すること。

5 応募資格

(1) 下記①～④のいずれかに令和8年4月29日の時点で登録が完了している団体。

①市男女共同参画支援センター登録団体

②市地域子育て支援センター登録団体

③市市民活動支援センター登録団体

④市社会教育関係団体 とする。

(2) その他団体など

・当センターが開催したイベント（meguri市など）に出店した経験がある城陽市在住の女性起業家（フランチャイズ方式を除く）

・市が特に認めた団体等（要相談）

※いずれの場合も、販売や勧誘、宗教、政治活動を目的とした応募は認めない。

6 応募要件

次の条件をすべて満たしていること。

- ぱれっとJOYOが提案した「4 募集内容」に沿った企画内容であること
- 親子ルーム開放日に遊びに来る親子（乳幼児とその保護者）を対象とした内容であること
- 企画・実施・事業完了後の報告まで責任を持って遂行すること
- 参加費は無料とすること
- 飲食の提供はしないこと
- 事業開催にあたって、全実施団体が集う会議に出席すること（年2回）

7 委託金額

- 1) 委託額は下記のとおり
 - ・1回あたり7,000円（税込み）

8 事業開催中止及び順延に係る対応について

- 1) 事業申込状況が2組に満たない
事業申込状況が、事業開催日3日前の段階で2組に満たない場合は、事業開催を中止とする。

2) 警報発表

開催日及び順延日に気象警報及び気象特別警報が発表された場合は下記の取扱いとする。

- ・事業開始時間1時間前の時点で発表：中止
- ・事業開始時間1時間前以降、事業開催中に発表：市の判断により決定

開催日に気象警報及び気象特別警報が発表され中止した場合は、原則として下表の日程に順延し開催すること。順延が困難な場合は市と協議すること。

開催日	順延日	開催日	順延日
7月20日(祝・月)	7月26日(日)	12月20日(日)	1月10日(日)
8月23日(日)	8月30日(日)	1月17日(日)	1月24日(日)
9月13日(日)	9月27日(日)	2月21日(日)	2月28日(日)
10月18日(日)	10月25日(日)	3月14日(日)	3月22日(祝・月)
11月15日(日)	11月29日(日)		

3) 自然災害及び会場が使用できない状況となった場合

自然災害の発生や会場が使用できない状況となり、開催が困難な場合は、「2) 警報発表」の取扱いに準ずる。

4) 団体都合

団体都合による事業中止の場合は、直ちに事業中止届<様式3>を提出すること。

5) 委託費

① 定員に満たない

委託費の15% (1,050円) を支払う。

② 団体都合

一切支払いは行わない。

③ 自然災害及び会場が使用できない状況となった場合

開催前の中止：委託費の15% (1,050円) を支払う。

開催中の中止：委託費の100% (7,000円) を支払う。消耗品は市へ提供する。

9 事業内容変更について

当初予定していた事業内容が変更になった際は、事業変更届<様式4>を変更確定後、速やかに提出すること。ただし、大幅な企画内容の変更は不可。

10 協働内容

【ぱれっと JOYO が行う事項】

1) 実施会場の提供

親子ルームを会場として無料で提供

2) 準備会場の提供

本事業にかかる、企画会議、打ち合わせ会議、振り返り会議を実施する会場として、ぱれっと JOYO の会議室等を無料で提供する。但し、会場借用申請の手続きは、各団体がぱれっと JOYO に来館し、使用目的を明確にした上で行う。

3) 事業申込受付に係る事項

本事業の参加者の申込受付はぱれっと JOYO が行い、申込状況を企画実施団体に連絡する。なお、申込方法は、来館か市ホームページからとする。

4) 事業当日の開催に係る文房具類等の提供

ぱれっと JOYO に常備しているはさみ、マジック、クレヨン等の文房具類の貸出。ただし、事業開催1週間前までに文房具類の借用申請書<様式7>を提出すること。

5) 見守り託児スタッフの調整

実施団体等で従事スタッフが1人の場合は、ぱれっと JOYO の経費で見守り託児スタッフ1人を手配する。

6) 印刷機、コピー機の使用

本事業にかかる、資料や参加者に配布する資料等の作成時、ぱれっと JOYO の印刷機（用紙含む）・コピー機を無料で使用できる。但し、使用にあたっては、印刷物と印刷機使用用途申請書＜様式6＞を提出すること。

7) 広報の協力

- ・ 広報じょうようへの掲載
- ・ 市ホームページと JOYOKIDS への掲載
- ・ 市 SNS への投稿
- ・ チラシの作成と配布

【実施団体が行う事項】

事業開催にあたって、ぱれっと JOYO が行うこと以外に係るすべての事項
(例)

- ・ 事業企画、実施に関する事項
- ・ 事業開催に係る資料や消耗品等の準備
- ・ 事業開催に係る必要なスタッフの確保
- ・ 事業の問い合わせ対応
- ・ 当日の会場設営、片付け
- ・ 「7) 広報の協力」以外の広報活動
- ・ その他の事項

1 1 実施報告書の提出

報告書＜様式2＞を事業実施後、概ね14日以内に提出すること。

1 2 応募方法

所定の用紙にもれなく記載の上、ぱれっと JOYO 持参または郵送にて応募。

応募用紙は、ぱれっと JOYO に設置。

※E-mail での応募を希望する場合は申し出ること

<応募用紙>

様式1

<募集期間>

4月1日(水)～29日(祝・水)必着

<応募・問い合わせ先>

〒610-0121

京都府城陽市寺田林ノ口11番地の114

城陽市男女共同参画支援センター ぱれっとJOYO

電話 54-7545

FAX 55-5601

13 提出書類

- 1) 応募用紙 企画提案書<様式1>
 - 2) 事業中止の場合は、事業中止届<様式3>
 - 3) 事業内容変更の場合は、事業内容変更届<様式4>
 - 4) 事業開催後、報告書<様式2>
 - 5) 事業開催後、請求書<様式5> (税込み額を記載)
 - 6) 本事業開催に係る資料等の印刷が必要な場合は、印刷物と印刷機使用用途申請書<様式6>
 - 7) 事業当日の開催に係る文房具等の貸出が必要な場合は、文房具等の借用申請書<様式7>
- * 「5 応募資格」の「その他団体」は、応募用紙 企画提案書<様式1>に次の資料を併せて提出すること。①団体会則 ②団体員名簿 ③令和7年度収支報告書

14 選考方法

選考については、事業内容、過去の実施結果、事業全体のバランスなどを考慮して、ぱれっとJOYOで決定する。

※複数事業を応募できるが、1団体の事業数を制限することがある

※事業内容が競合した場合には、応募事業数の少ない団体を優先する

※過去に本事業を行っていない団体を優先することがある

※採否の決定は、5月中旬を目途に書面で通知

15 事業実施にあたってのサポート

希望団体は、事務局が個別対応する。要事前予約

16 事業開催までのスケジュール（予定）

日 程	内 容
4月1日(水)～29日(祝・水)	企画提案の募集
5月2日(土)～15日(金)	選定
5月中旬	決定通知
5月26日(火)10:00～11:30	顔合わせ会議
7月～3月	事業開催
事業開催日から概ね14日以内	事業報告書の提出 請求書提出後、委託費の支払い事務開始
3月19日(金)10:00～11:30	振り返り会議

17 委託費の確定と支払い方法

報告書の提出後、速やかに請求書を提出すること
請求書に記載されている指定口座に振り込む

18 その他

- ・ 個人情報について
個人情報保護に関する特記仕様書に基づいて取り扱うこと
事業内で個人情報を収集される場合は事務局へ必ず相談すること
- ・ 事業内での物品等の販売は不可
- ・ この要項に定めのない事項、また疑義が生じた事項については、必要に応じて協議して決定する

個人情報保護に関する特記仕様書

この契約（工事請負、物品購入、業務委託、賃貸借等）に係る業務（以下「委託業務」という。）を履行するために受託者（受注者）が講ずるべき、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置は次のとおりであるので、委託業務を履行するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し、個人情報を保護しなければならない。

- (1) 委託業務に係る秘密を保持すること。
- (2) 個人情報を厳重に管理すること。
- (3) 個人情報を委託業務を履行する目的以外に使用しないこと。
- (4) 個人情報を第三者に提供しないこと。
- (5) 市長の承諾を受けることなく、委託業務の処理を第三者に請け負わせ、又は再委託しないこと。
- (6) 市長の承諾を受けることなく、個人情報の複写又は複製をしないこと。
- (7) 委託業務の処理を完了したときは、個人情報（複写又は複製したものを含む。）を直ちに返還し、又は廃棄すること。
- (8) 市長が必要と認めて委託業務の処理状況又は個人情報の管理に関する調査を行うときは、これに応じること。
- (9) 委託業務の処理に関し事故が発生したときは、直ちに、市長に報告し、指示に従うこと。
- (10) 自己の責めに帰する事由により、市長又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (11) その他市長が必要と認めて指示する事項を遵守すること。

令和8年度「地域で子育て・子育て一ぱれっとJOYO親子ルーム活性事業」

企画提案書

※複数の事業を応募する場合は、事業ごとに提案書を作成すること

提出日 年 月 日

1 団体の概要

団体名		
代表者名		
担当者(連絡責任者)	名前	
	住所	〒
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
事業を企画運営する団体 構成員の名前		
団体の種類 *該当するものに○をする		<ul style="list-style-type: none"> ① 市男女共同参画支援センター登録団体 ② 市子育て支援センター登録団体 ③ 市市民活動支援センター登録団体 ④ 市社会教育関係団体 ⑤ その他団体
団体紹介文章 *250字以内。事務局が作成する 事業案内チラシに掲載。営利活動 につながらないようにすること		

2 事業企画書

事業名称	* 広報に掲載する名称となります。15字以内でお願いします																				
事業内容	* 実施内容の詳細（プログラム流れと各プログラムのねらいなど）を記載してください																				
年齢制限 ※原則就学前 定員等	募集組数 <input type="checkbox"/> 6組 <input type="checkbox"/> 7組 <input type="checkbox"/> 8組以上可能（具体的に 組） 子どもの年齢制限 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（具体的に ） ※子どもの年齢制限ありの場合、就学前の兄弟の参加は可能か <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可 大人の人数制限 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 人まで）																				
事業成果	* 項目ごとにどのように実施するか（働きかけをするか）を具体的に記載してください ① 親自身の気分転換 ② 子育て親子の交流 ③ 実施団体と子育て親子の交流																				
開催可能月	* 開催日は事務局で調整させていただきます * 警報発表等で中止になった場合は順延となります ① 日程 開催可能月に○と記載ください。記載数に制限はありません <table border="1" data-bbox="448 1697 1326 1944"> <tr> <td></td> <td>7月20日(祝・月)</td> <td></td> <td>12月20日(日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月23日(日)</td> <td></td> <td>1月17日(日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月13日(日)</td> <td></td> <td>2月21日(日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月18日(日)</td> <td></td> <td>3月14日(日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11月15日(日)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		7月20日(祝・月)		12月20日(日)		8月23日(日)		1月17日(日)		9月13日(日)		2月21日(日)		10月18日(日)		3月14日(日)		11月15日(日)		
	7月20日(祝・月)		12月20日(日)																		
	8月23日(日)		1月17日(日)																		
	9月13日(日)		2月21日(日)																		
	10月18日(日)		3月14日(日)																		
	11月15日(日)																				

令和8年度「地域で子育て・子育て一ぱれっとJOYO親子ルーム活性事業」

報 告 書

団体名		
代表者名		
報告書作成者	名前	
	住所	〒
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
事業名称		
内容		
開催日時	月 日 () 10時30分～時 分	
参加人数	参加組数： 組 保護者：男性 人 女性 人 子ども： 人	
事業概要の報告		

事業評価	<p>① 親自身の気分転換</p> <p>② 子育て親子の交流</p> <p>③ 実施団体と子育て親子の交流</p>
事業課題	<p>* 事業を実施したことで見えた、地域・地域住民の現状やニーズ・課題など気づいたことをお書きください</p>

<様式3>

令和8年度「地域で子育て・子育て一ぱれっと」JOYO親子ルーム活性事業」

事業中止届

令和 年 月 日

城陽市男女共同参画支援センター あて

団体名

代表者名

令和 年 月 日付で受託した事業は、下記の理由により中止いたします。

(理由)

<様式4>

令和8年度「地域で子育て・子育て一ぱれっと」JOYO親子ルーム活性事業」

事業内容変更届

令和 年 月 日

城陽市男女共同参画支援センター あて

団体名
代表者名

令和 年 月 日付で受託した事業を下記の理由により変更いたします。

記

(事業変更内容)

(事業変更理由)

請求書

城陽市男女共同参画支援センター あて

「地域で子育て・子育てぱれっとJOYO親子ルーム活性事業」業務委託料をご請求します。

金額 7,000 円 (税込)

令和 年 月 日

団体名
代表者名

印

住所
電話番号
ファクス番号

振込先金融機関名
支店
預金種目
口座番号
口座名義人
口座名義人フリガナ

令和8年度「地域で子育て・子育て一ぱれっとJOYO親子ルーム活性事業」

印刷機使用用途申請書

令和 年 月 日

城陽市男女共同参画支援センター あて

団体名

代表者名

「地域で子育て・子育て一ぱれっとJOYO親子ルーム活性事業」を開催するにあたって、下記のとおり城陽市男女共同参画支援センターぱれっとJOYOのコピー機又は輪転機の使用を申請します。

記

印刷資料とその使用用途	(資料1とその使用用途)
	(資料2とその使用用途)
	(資料3とその使用用途)
	(資料4とその使用用途)
印刷枚数 (10枚以上は輪転機をご利用ください)	資料1 枚
	資料2 枚
	資料3 枚
	資料4 枚

* 資料印刷物と併せて申請をお願いします。

令和8年度「地域で子育て・子育てぱれっとJOYO親子ルーム活性事業」

文房具等の借用申請書

令和 年 月 日

城陽市男女共同参画支援センター あて

団体名

代表者名

「地域で子育て・子育てぱれっとJOYO親子ルーム活性事業」を開催するにあたって、下記のとおり城陽市男女共同参画支援センターぱれっとJOYO文房具等の借用を申請します。

記

事業開催日時				
文房具など チェックと個数をご記入 ください		プロッキー	個数	
		えんぴつ	個数	
		A4ボード	個数	
		はさみ	個数	